

令和4年度第1回庄内警察署協議会の開催

日 時	令和4年5月17日(火)午後2時から午後3時までの間
場 所	庄内警察署大会議室
出席者	協議会委員：会長以下5名 警察署員：署長以下7名
議 題	警察活動に関する意見・要望について

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
<p>高齢者の交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納促進に向けた取組を官民挙げて進めてほしい。</p> <p>庄内警察署の取組状況を教えてほしい。</p>	<p>当署では、運転に不安のある方や、加齢によって身体機能の低下等が認められる方に対しては、家族を含めた自主返納の働き掛けを推進しています。</p> <p>今後は、交通安全ゆとり号や動画KYT等の機器を使用した参加・体験・実践型の交通安全教育の機会を増やして、その結果によって自主返納を促す取組を実施していきます。</p>
<p>統計上、交通死亡事故として扱われるのは何時間以内のものか。</p> <p>また、交通事故を起こした運転手に対する行政処分は、何を基準にして決めるのか。</p>	<p>統計上、交通事故の発生から24時間以内に亡くなった場合を死亡事故として計上しておりますので、警察で公表している交通事故による死者は、24時間以内に亡くなられた方の人数となります。</p> <p>交通事故を起こした運転者に対する行政処分は、事故形態や責任の程度等によって決められます。</p>
<p>あおり運転の定義とその対処方法について教えてほしい。</p> <p>あわせて、あおり運転の検挙実態及びあおり運転防止に向けた対策について教えてほしい。</p>	<p>令和2年6月30日施行の道路交通法の一部改正により、あおり運転が「妨害運転」として定義付けされました。</p> <p>妨害運転は、他の車両等の通行を妨害する目的で、その車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法で、車間距離を詰めて異常に接近する、不要な急ブレーキをかけるなどの一定の違反をした場合に処罰されるものです。</p> <p>相手が執拗に追いかけてきたような場合は、できるだけ人目の多い駐車場等に車を止めてやり過ごすようにし、相手が降りて近づいてきた場合は、ドアをロックして、110番通報してください。証拠を残すため、ドライブレコーダーを設置するのも効果的です。また、車間距離が近いとあおられた</p>

	<p>と誤解されることがありますので、思いやりの気持ちを持って、安全な速度と車間距離を保って運転してください。</p> <p>検挙実態等については、県内では、令和2年8月、山形警察署において、通行を妨害する目的で、車間距離を詰めたりクラクションやハイビームを継続するなどした運転者を妨害運転として検挙しています。</p> <p>対策としては県警のホームページや広報チラシ等で抑止広報を行っており、通報が寄せられた場合は、当事車両のドライブレコーダーの確認や事情聴取など、検挙を見据えた捜査を実施しています。</p>
<p>小学校の下校時間帯に警察官の立哨やパトカーでの巡回等を強化してほしい。</p>	<p>発生事案への対応等にも配慮しながら、可能な限り警察官の立哨やパトカーでの巡回を強化していきます。</p>
<p>やまがた110ネットワークは、即時で発生情報を提供し注意喚起を行っており、大変有効な取組である。庄内警察署では、登録者を増やすためにどのような取組をしているのか教えてほしい。</p>	<p>巡回連絡を通じて訪問した各世帯の方々や警察安全相談等で来署した方などに登録を勧めています。また各種会合でも、登録に向けた資料を配付し、やまがた110ネットワークの有用性を広く広報しています。</p>